【様式Ⅳ-１】（表面）

生産緑地買取申出書

年　月　日

（あて先）

枚方市長

・所有者が共有の場合、所有者全員の申出が必要です。

生産緑地法第10条の規定に基づき、下記により、生産緑地の買取りを申出します。

申出人氏名	申出人住所	実印
枚方太郎	〒 ●●● ― ×××× 枚方市大垣内町二丁目１番20号	
	〒　　―	
	〒　　―	

・理由はいずれかを選択してください。

記

1. 買取り申出の理由

・主たる従事者の［　死亡・故障　］により農業の継続が不可能なため

・生産緑地の指定後30年が経過したため

・抵当権などの所有権以外の権利がある場合に記入してください。
・該当しない場合は、「該当なし」と記入してください。

2. 生産緑地に関する事項

所在及び地番	地目	地積（㎡）	当該生産緑地に存する所有権以外の権利		
			種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
大垣内町二丁目 100-1 101-2	 田 田	 400 800	抵当権	相続税及び利子税	財務省（枚方税務署）
			該当なし		

・登記面積を記入。

3. 参考事項

・申出地内に農業用倉庫などが存する場合に記入してください。
・該当しない場合は、「該当なし」と記入してください。

(1)当該生産緑地に存する建築物その他の工作物に関する事項

所在及び地番	用途	構造の概要	延べ面積	当該工作物の所有者の氏名及び住所	当該工作物に関する所有権以外の権利		
					種類	内容	当該権利を有する者の氏名及び住所
大垣内町二丁目 100-1 101-2	農小屋	木造平屋建て	○○㎡	枚方　太郎 枚方市大垣内町二丁目１番20号			該当なし
					該当なし		

・申出人による買取り希望価格の申出地全体の総額を記入してください。

(2)買取り希望価格

○○，○○○，○○○円

・財務省の抵当権、関西電力の地役権がある場合は右記のとおり記入してください。
・上記に該当しない場合は空欄にしておいてください。

(3)その他参考となるべき事項

公共が買取を申出た場合は、当該生産緑地に設定されている他人の権利の解除を行う。

【必要書類】（各１部）

（１）　申出書（土地所有者にて申出・実印）
（２）　印鑑証明書（３ヶ月以内の原本）
（３）　生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書（農業委員会発行）　※申出理由が３０年経過の場合は不要です。
（４）　登記事項証明書（３ヶ月以内の原本・住所相違の場合は住所表示変更証明書など沿革がわかる書類が必要です。）
（５）　位置図　1/2500　※本市で発行可能
（６）　法務局発行公図（３ヶ月以内の原本）及び地籍測量図（ない場合は不要です。）
（７）　その他必要と認める書類

a.　相続関係書類一式（相続による所有権移転登記済の場合は不要です。）
　①　相続関係説明図
　②　遺産分割協議書（以下写しでよい。）
　　相続人全員の印鑑証明書、被相続人の前戸主の改製原戸籍、被相続人の戸籍か除籍、
　　相続人全員の戸籍、相続人全員の住所証明書（住民票、戸籍の附票など）

b.　主たる従事者が農業に従事させることを不可能にさせる故障により申出をされる場合
　①　医師の診断書等（本市指定様式、あるいは「農業に従事することが不可能である」と明記されたもの）

c.　当該生産緑地が他人の権利の目的となっている場合（地役権や所有権移転仮登記など）
　①　権利を消滅させる旨の同意書（本市指定・実印）
　②　印鑑証明書（３ヶ月以内の原本・法人にあたっては印鑑証明書及び資格証明書）

d.　申請者が代理人の場合
　①　委任状（所有者の実印要）

○提出の流れ

・申出理由が「故障・死亡」の場合

1．買取申出に関する相談
【都市計画課】

2．主たる従事者証明に関する相談
【農業委員会事務局】

3．　主たる従事者証明以外の必要書類を揃えた後、資料の事前確認
⇒　「事前確認書」の発行
【都市計画課】

4．主たる従事者証明の発行依頼
【農業委員会事務局】

5．主たる従事者証明の受領
【農業委員会事務局】

6．必要書類を提出
【都市計画課】

※ 農業委員会事務局へ主たる従事者証明の発行依頼に行く前に、必ず都市計画課にて事前確認をお願いします。

・申出理由が「３０年経過」の場合

1．買取申出に関する相談
【都市計画課】

2．必要書類を提出
【都市計画課】
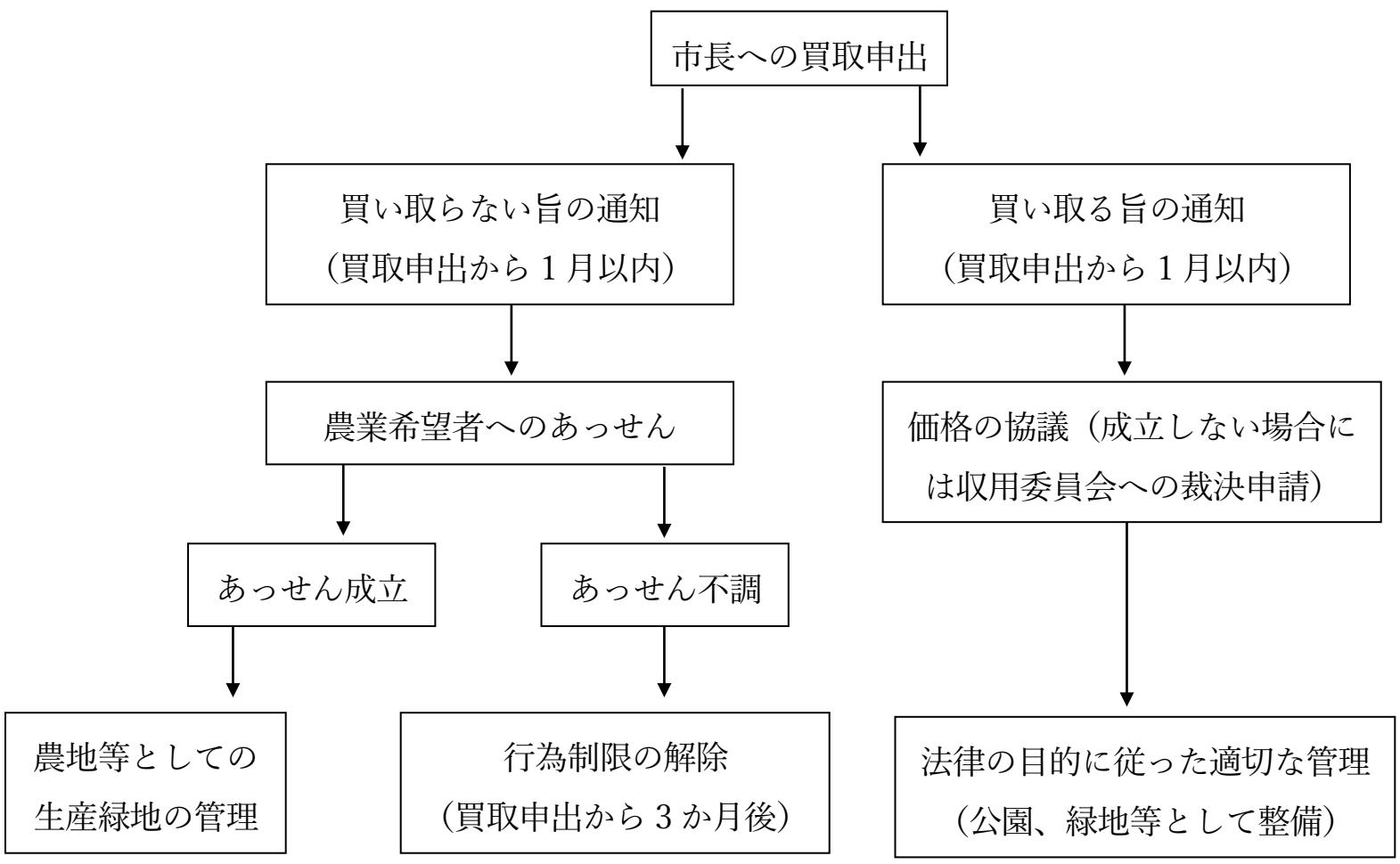
○買取申出提出後の流れ